

平成 30 年度医療機関ネットワーク事業参画病院長会議 議事要旨

1. 日時：平成 30 年 11 月 20 日（火）14：00～16：00

2. 場所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 1 特別会議室
（東京都千代田区霞が関 3-1-1）

3. 出席者

<参画病院>

医療法人溪仁会手稲溪仁会病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、社会医療法人財団慈泉会相澤病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、社会医療法人協和会加納総合病院、地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター、鳥取県立中央病院、県立広島病院、徳島県立中央病院

<講演者>

道脇幸博 日本赤十字社武蔵野赤十字病院 特殊歯科・口腔外科部長

<消費者庁>

高島竜祐 審議官、尾崎真美子 消費者安全課長、尾崎裕子 消費者安全課政策企画専門官

<独立行政法人国民生活センター>

松本恒雄 理事長、宗林さおり 理事、鎌田環 商品テスト部長

4. 議事次第：主な議事

(1) 講演

(2) 医療機関ネットワーク事業について（消費者庁、国民生活センター）

①事業報告

②最近の取組

(3) 医療機関ネットワーク事業についての意見交換

5. 議事概要：

(1) 高島審議官挨拶

(2) 講演「医療データの消費者事故防止のための活用」

- ・医療データを 1 次データと 2 次データに分けるとすれば、1 次データは、カルテの中に既にある分類項目を検索して引き出すことができるものであり、大規模なデータ分析が容易にできる。一方、2 次データは、キーワード検索ではなく、カルテの中身を見て必要な情報を引き出し、正しく推論して利用するものであり、データ収集及び分析に時間がかかるが、事故の原因究明には不可欠である。
- ・2 次データの活用を多機関で行うためには医療機関ごとに異なる電子カルテの調査項目を統一化して、汎用性の高いファイルに加工して利用する必要がある。
- ・2 次データを利用した窒息事故の分析では、どんな病気を持った人が窒息しやすいのか、どのような食物で窒息しやすいのか、病院に運ばれてきたときの重症度と救命率との関係はどうか、といったことが分かった。なお、窒息は喉や口の中という目に見えないところ

で起こっていることから、一般消費者を含め理解していただくために、シミュレーションで可視化を行った。

(3) 医療機関ネットワーク事業について

消費者安全課長から主に次のことを報告した。

- ・子どもの事故の場合、消費者が消費生活センター等に事故情報を伝えるケースは少ないが、医療機関ネットワークでは多く報告され、大変貴重である。事故の程度は軽症が多いが、これらの情報から事故の危険性が確認できる。
- ・消費者庁及び国民生活センターでは、参画医療機関から収集した事故情報を活用して、プレスリリースを出して、消費者への注意喚起を行っている。平成 29～30 年度においては、餅、除雪機、豆やナッツ類、マグネットボール、ハンドスピナー等に関する注意喚起を行った。
- ・消費者庁では、毎週定期的に、子ども安全メールや Twitter を出して事故事例を紹介しており、特に、緊急性のあるものは Twitter を出すようにしている。一方、国民生活センターでも定期的に子どもサポート情報、見守り新鮮情報を出している。
- ・子どもの事故防止については、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、他府省庁と連携して取り組んでいる。本年 5 月には、「子どもの事故防止週間」として各府省庁及び地方と連携して取り組んだが、これは来年度も引き続き行うことを予定している。
- ・平成 31 年は、講演や啓発イベントを通じてより一層医療機関ネットワーク事業を PR することを考えている。
- ・医療機関ネットワーク事業の評価については、事故件数の増減で計れるものではなく、経年的にアンケートを取る等の方法も考えられる。
- ・参画機関数や報告件数の減少について、個人情報保護法改正の影響があったということはない。
- ・外部から、医療機関ネットワークで収集された情報の公開を求める声がある。

(4) 医療機関ネットワーク事業についての意見交換

出席者から次のような要望・意見を受けて議論した。

【医療機関ネットワーク事業の事故情報公開】

- ・情報の利用方法が当初の目的に追加されるのであれば、しっかりと利用ルールを作るべきである。
- ・現在、診療情報の第三者機関への提供に関する患者の同意は、同機関による利用目的を院内に掲示することで得ている。より広範囲の情報公開や利用となると、趣旨を患者に説明して同意を得る必要があるが、手順が多く現実的でない。また、万が一、個人が特定され、不利益が生じた場合、責任の所在が不明確である。
- ・一般消費者向けには、マンスリーレポートの消費者啓発用資料やプレスリリースに掲載された情報で十分である。
- ・医療機関ネットワーク事業は、国の事業であるため、研究目的で一定の条件を整えれば、情報を外部に提供し、積極的に活用することは良いと考える。
- ・情報提供の対象となる患者の同意は、診察当日に個別に取っているが、通常の病院業務で行わないことであり、現場の負担が大きい。
- ・患者本人やご家族において、事故が起こった際、二度と同様の事故が起こって欲しくないという理由で、事故の詳細を広く一般の方にも知ってもらいたいという意見もある。

【医療機関ネットワーク事業の効果】

- ・現場に負担をかけて情報を提供しているが、この事業による効果が見えない。また、病院にメリットがない。
- ・「Twitterのフォロワー数が増えた」ということでも啓発活動が上手くできたという証拠になり得るのではないか。

【医療機関ネットワーク事業のPR】

- ・ポスターや掲示物での広報活動には限界がある。
- ・イベントを含め、医療機関ネットワーク事業の広報活動をもっと行い、消費者の認知度を高める必要がある。
- ・高齢者の転倒事故が増えている。今後は、高齢者施設へのPRを含め、高齢者の事故防止にも取り組んで欲しい。
- ・消費者の医療機関ネットワーク事業に関する理解度に差がある。
- ・事故情報の提供について同意が得られないのは、患者やその保護者が、事故情報がどのような形で病院から消費者庁及び国民生活センターへ提供され、公開されるのかということを知らないからであると思われる。これらを患者や保護者にわかりやすく説明した方がよい。
- ・消費者の認知度が高まれば、協力者が増えると考えられる。

【情報収集について】

- ・個人情報保護法改正により、情報収集の負担が大きくなった。
- ・情報提供に関し、受診時に患者の同意を得ることは難しく、後日、電話と書類の郵送で同意取得を行っているため、情報提供に時間がかかっている。
- ・情報収集の作業は、患者の待ち時間にアンケート等を用いて医師と看護師が行い、担当者の負担を減らすべきである。

【情報収集後の対応】

- ・参画病院から収集した情報の解析を行い、フィードバックして欲しい。
- ・日常生活のどの場面でどのような事故が起こりやすいかを調査してフィードバックして欲しい。
- ・製品をどう変えれば事故を減らせるかということを研究することも必要である。

(5) 松本理事長挨拶

以上